長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

上記議案を提出します。

令和2年3月3日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行等に伴い、所要 の改正を行うもの。 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例(平成9年条例第33号)の一部を次 のように改正する。

第3条の2の見出しを削る。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「土地区画整理事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があ る者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第1号及び第3号から第6号 まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあっ ては第5号及び第6号)に」を「次に」に改め、「条件」の次に「(高齢者等(次項に規 定する高齢者等をいう。次条第2項において同じ。)にあっては第1号及び第3号から第 6号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に 規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条 に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条 に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第5号及び第6号に 掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別措置法第19条に規定する被災者等について は、同条の認定を受けた復興計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が 令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。)」を加え、同 項第3号中「ア、イ又はウに掲げる金額」を「当該ア、イ又はウに定める金額」に改め、 同号ア中「及び」を「又は」に改め、同号イ中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2項中「に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」を 「の高齢者等」に、「者とする」を「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る 必要がある者とする」に改める。

第7条第2項中「老人等」を「高齢者等」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条第1項第1号及び第3項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人の保証契約に係る極度額)

- 第11条の2 前条第1項第1号の連帯保証人は、入居者の賃貸借に基づいて生じた債務 について、入居時(請書を更新した場合にあっては、その更新の時)における家賃の2 4月分に相当する金額を極度額として、その履行をする責任を負う。
 - 第14条に次の1項を加える。
- 4 町長は、町営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。)が第1

項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第19条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする 債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、 町は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、町 に対し敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁 済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水 栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を 「費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除い て」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「町営住宅及び共同施設の」に、「同 項」を「第1項」に改める。

第22条第4号中「に規定するもの」を「において町が負担することとされているもの」に改める。

第23条第2項中「き損したとき」を「毀損したとき」に改める。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第32条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第33条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、「当該明け渡し」を「当該明渡し」に改める。

第36条第1項、第39条及び第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第42条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「き損したとき」を「毀損したとき」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。 第43条第1項中「厚生省令・建設省令」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改める。

第49条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第53条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第54条中「、「前2条」を「「前2条」に改め、「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第62条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第63条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「き損したとき」を「毀損したとき」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。